

令和4年度

第10回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年1月20日開会

観音寺市農業委員会

## 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年1月20日(金) 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 観音寺市役所5階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第5号 非農地証明願について <農業委員会許可>
- 議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について
- 議案第8号 「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

## 6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

**事務局長** ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第10回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である19人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

**議長(会長)** ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは5番 富田 敏弘 委員、並びに12番 久保 省治 委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**農地係長** 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年1月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は10件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請地は残存小作地で、今後の農地利用について双方で相談した結果、耕作権を持っていた譲受人に所有権移転することで話が纏まったものです。

2番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの会社員であり農地の管理に苦慮しておりました。そこで、申請地周辺にて営農している譲受人と交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、労働力不足により経営規模の縮小を検討しておりました。そこで、今回の申請地近くに居宅があり周辺で営農している譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の譲受人は、労働力不足により農地の処分を考えておりました。そこで近隣で営農している譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の申請地は、長らく譲受人が貸借により耕作しておりました。今般、所有者側で相続が発生し、今後の農地利用について相談した結果、無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

譲受人は認定農業者であり、今後も申請地を耕作していく方針です。

6番の申請地は残存小作地で、当事者間で相談した結果、耕作権を持っていた譲受人に所有権移転することで話が纏まったものです。

7番と8番の案件は、自作地を交換する申請です。

本件は、地籍調査に際し農地の形状を現況と併せて直線にしたときに、3条の位置図のように土地の境界線の両側に飛び出た部分が発生したものです。現況に即したそれぞれの所有者の名義に変更するものですが、地目が農地であったために、農地法の第3条許可が必要となり本申請に至りました。

本件は地籍調査に伴う案件で、「その農地等の位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地等と一体

として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等について、その隣接する農地等を現に耕作又は畜産の事業に供しているものが権利を取得する場合」に該当することから許可相当と判断するものです。

9番の譲渡人は、市外在住で今後も営農の予定がないため、農地の処分を検討しておりました。

一方で、譲受人は申請地の隣接地に居住しており、申請地が荒廃することを懸念していたことから、交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

10番の申請地は譲受人の居宅に隣接しており、所有権を取得したいと考えておりました。そこで譲渡人と交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、私から補足説明をします。別に問題ありません。

2番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

**森川委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 3番、4番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 5番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

**富田委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 6番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

**豊田委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 7番、8番について、山岡 都男 委員 補足説明をお願いします。

**山岡委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 9番、10番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

**藤岡委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年1月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

1番の申請者は小西和夫様です。転用目的は既存宅地の拡張し、新しく始める事務所用地として利用するものです。

申請場所は、流岡町字山ノ後 806 番 1 外 1 筆で常磐小学校から北東約 900m に位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 946 m<sup>2</sup> です。併せ地は雑種地 1464 m<sup>2</sup>、合計で 2410 m<sup>2</sup> です。

利用計画ですが、事務所・車庫 1 棟平屋建 95.20 m<sup>2</sup>、作業所・店舗 1 棟平屋建 503.80 m<sup>2</sup>、作業所 1 棟平屋建 36.00 m<sup>2</sup>、合計 635 m<sup>2</sup> です。

転用に及んだ理由ですが、新規に事業を起業予定であり、来客用駐車場及び資材置場が必要となったため、隣接している自己所有地で転用申請に至りました。

2番の申請者は山本正道様です。転用目的は貸駐車場用地の整備で、無断転用を解消するものです。

申請場所は、村黒町字堂免599番5で観音寺市役所から北東約800mに位置し、市道西屋敷線に接する都市計画用途地域、第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地211㎡です。利用計画ですが、貸駐車場として利用予定で、5台駐車場を整備予定で、過半の3人から利用意向を確認しています。

相続したところ、無断転用であることがわかり、始末書を付しての転用申請です。

3番の申請者は松本泰則様です。転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消するものです。

申請場所は、柞田町字中出甲857番2で柞田小学校から北東約800mに位置し、県道粟井観音寺線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地429㎡です。併せ地は宅地495.86㎡、合計で924.86㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建234.93㎡、納屋2棟平屋建185.00㎡、合計419.93㎡で、土地利用率は45.40%です。昭和55年頃から住宅地の一部として利用していました。

相続し、所有地の確認を行ったところ、無断転用状態になっていることに気づき、今後このような事がないようにと始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長(会長)** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1、2番について、高橋章委員補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。

**議長(会長)** 3番について、富田敏弘委員補足説明をお願いします。

**富田委員** 別に問題ありません。

**議長(会長)** 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長(会長)** 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年1月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は7件です。

議案書9ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は山本瞳様です。転用目的は住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。譲渡人は譲受人の父にあたります。

申請場所は、柞田町字下出甲1162番2で柞田小学校から北東約700mに位置し、県道粟井観音寺線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田488㎡です。併せ地は宅地67.5㎡、合計で555.5㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建181.43㎡で土地利用率は32.66%です。

転用に及んだ理由ですが、現在は借家で夫と二人で生活しており、農家の跡取りとして、住宅を建てるため、

両親が住む家の隣接地を選定し、転用申請に至りました。

2番の申請者は株式会社 環境ビルサービス 代表取締役 岡田 洋治様で、徳島市名東町に主たる事務所を置き昭和54年設立、資本金1000万円で、建築物清掃、管理業等を営む法人です。

転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、柞田町字赤泉甲1913番1で中部中学校から西約200mに位置し、市道赤泉谷田線に接する都市計画用途地域、第二種中高層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田789㎡です。利用計画ですが、共同住宅1棟2階建193.85㎡、ボンベ庫1棟平屋建1.82㎡、駐輪場1棟平屋建11.96㎡207.63㎡です。

転用に及んだ理由ですが、経営規模の拡大を考え、アパート建築を検討しており、学校が近く、近隣にスーパーなどがあるため、申請地付近で土地を探していたところ、高齢となり農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり転用申請に至りました。

3、4、5番の申請者は合同会社 ビッグスリーカンパニー 代表社員 長尾真理様で、坂出市寿町二丁目に主たる事務所を置き平成30年設立、資本金4万円で、太陽光発電システムによる発電及び売電事業を営む法人です。この申請に関しては、12月定例会にかけ、県へ進達を行ったものです。この太陽光発電設備は経産省から3つの発電設備として認定されていることがわかり、3つに分けて申請する必要があると県から指導があったため、12月の申請は取下げ、再度申請に至りました。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、使用貸借権しようとするものです。令和2年2月に一時転用許可を受け、3年が経ったため、一時転用申請の更新に至りました。下部農地では原木シイタケの栽培を行っており、毎年実績報告が提出されており、許可相当と考えます。

6番の申請者は大喜多 優也様です。

転用目的は住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。譲渡人は譲受人の祖父です。

申請場所は、池之尻町字黒島415番で豊田小学校から北西約1200mに位置し、市道黒島線に併せ地が接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地300㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建59.62㎡、カーポート1棟平屋建29.20㎡、合計88.82㎡で土地利用率は29.61%です。

転用に及んだ理由ですが、現在、妻と子ども1人とアパートに住んでおり、子どもの成長に伴いアパートが手狭となったため、祖父が所有する実家近くの農地で住宅の建築を計画するに至りました。

7番の申請者はコアスリー株式会社 代表取締役 宇賀 聖様で、観音寺市大野原町中姫に主たる事務所を置き平成22年設立、資本金500万円で、各種サッシの製作設計及び販売ならびに取り付け工事を営む法人です。転用目的は敷地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字嘉万坊2417番6で旧萩原小学校から北東約400mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が畑207㎡です。併せ地は宅地1832㎡、合計で2039㎡です。

平成24年より、近隣道路工事の資材置場等に一時利用しており、造成されておりました。今後はこのような事がないよう始末書を付しての転用申請です。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

**議長 (会長)** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1、2番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

**富田委員** 別に問題ありません。

**議長 (会長)** 3番、4番、5番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

**豊田委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 6番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。  
**篠原委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 7番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。  
**齋藤委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。  
**全委員** 異議なし。

**議長 (会長)** 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号 別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1(3)の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年1月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。議案書11ページをご覧ください。

1番は、株式会社 日進堂 代表取締役 喜久山 知哉様からで、変更の内容は、分譲住宅の工期を延長するための変更申請です。分譲住宅の工期を完了するには、造成して、すべての分譲地を売買する必要があります。本案件は未完了箇所が1筆です。前回の申請が令和4年12月16日までだったので、変更申請を行い、令和6年12月16日に工期を延長するものです。

2番は、有限会社 大斗開発 代表取締役 大西 由記 様からで、変更の内容は、分譲住宅の工期を延長するための変更申請です。分譲住宅の工期を完了するには、造成して、すべての分譲地を売買する必要があります。売買できていない筆は1筆です。今年中には売買を予定していると聞いております。

変更内容の部分を修正をお願いします。前回の申請が令和4年11月27日までだったので、変更申請を行い、令和6年11月27日に工期を延長するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**議長 (会長)** 事務局より説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長 (会長)** 全員意見がないようですので、議案4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和5年1月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請は、令和4年11月に保留となったもので、工事が完了したため改めて申請するものです。

申請地は、観音寺市大野原町大野原字扇沢6503番5で大野原支所から南に約680mに位置し、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積が合計で45㎡です。

農道として利用されており、非農地の認定基準の「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道）の用に供する場合」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

**久保委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 地区委員さんより説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 全員意見がないようですので、議案5号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。次に、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

**事務局次長（農政管理係長）** 失礼します。

それでは、議案第6号について説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

議案第6号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和5年1月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の16ページをご覧ください。

議案第6号、別紙、農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和5年1月31日公告案で、

こちらは、通常の個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積を報告させていただきます。

観音寺地区 2,134 m<sup>2</sup>、高室地区 11,499 m<sup>2</sup>、常磐地区 7,000 m<sup>2</sup>、柞田地区 3,642 m<sup>2</sup>、木之郷地区 2,516 m<sup>2</sup>、豊田地区 5,229 m<sup>2</sup>、一ノ谷地区 10,589 m<sup>2</sup>、大野原地区 15,443 m<sup>2</sup>、豊浜地区 10,663 m<sup>2</sup>、合計 68,715 m<sup>2</sup>です。

合計、田76筆、畑1筆の利用権設定が提出されました。

今月は36件の申出がありましたが、その中で、33ページ34ページの土井農園（株）の受入面積が空白ですが、これまでは土井農園（株）の代表者名義で農地を貸借しており、このたび新たに法人で貸借することになったものです。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の36ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和5年1月31日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

高室地区 1,685 m<sup>2</sup>、常磐地区 677 m<sup>2</sup>、柞田地区 1,363 m<sup>2</sup>、木之郷地区 595 m<sup>2</sup>、栗井地区 4,947 m<sup>2</sup>、大野原地区 14,902 m<sup>2</sup>、豊浜地区 18,316 m<sup>2</sup>、合計面積は、42,485 m<sup>2</sup>です。

今月は、田48筆、畑3筆、28件の設定があり、貸借が13件、使用貸借が15件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、37ページから51ページに記載しており、令和5年2月1日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**事務局次長（農政管理係長）** それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書52ページをご覧ください。

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和5年1月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の53ページをご覧ください。

今月は3件の申し出があり、いずれも借受者変更に伴うものです。

いずれの貸借も利便性の向上のために行われるもので、令和5年3月1日からの設定となります。

議案第7号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありますか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第8号「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**事務局次長** それでは、次に議案第8号について説明させていただきます。

議案書54ページをお開きください。

議案第8号「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止について

別紙記載の平成21年観音寺市農業委員会告示第12号「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定により削除されることから、廃止する。令和5年1月20日、農業委員会会長からの提出です。

ページが後ろからになりますが、議案書58ページをお開きください。【農地法抜粋】農地法第3条第2項第5号の規定では、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれるようにするため、就農者が一定の面積（都府県50アール）以上を確保していないと権利設定等を認めないこととしております。58ページ下から4行あたりですが、別段面積（下限面積）といって、農業委員会が省令で定める基準でその面積を定め、公示した場合はその面積を一定の面積とするものとしております。

次に57ページをお開きください。【H21告示第12号】観音寺市では、平成21年に当時の農業委員会の農地部会で審議し、その面積を伊吹町で10アール、伊吹町を除く観音寺市全域で40アールとすることを決定、12月15日に告示しているところです。（この面積は元々香川県が県下に設定していたものになります。）

続いて議案書56ページですが【112.16農水省】議案を上げる理由となります通知文書です。今般、農業者の減少・高齢化が加速化する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から本規定は改正法施行（令和5年3月31日）により廃止されること、また別段面積（下限面積）を定め、告示している農業委員会は当該告示を廃止することが適当であること等が示されています。議案書55ページをお開きください。【廃止告示案】特段手続きを進めなくとも、改正法施行により、令和5年4月1日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件は、適用されないことにはなりますが、農水省の通知のとおり当該観音寺市農業委員会告示を廃止するものです。告示日は令和5年4月

1日となります。

なお、本改正により、地域によっては無秩序な権利移転に繋がることも懸念されるところでありますが、権利移転許可に伴うその他要件（全部効率利用、常時従事、地域調和等）は残っており、また改正後の基盤法において地域計画区域内の農地等に係る権利取得により、目標地図の実現への支障有無等を判断することに対応していくこととなりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で議案第8号「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（会長）** 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

**副会長** それでは、以上を持ちまして、令和4年度第10回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時30分閉会>